\bigcirc 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大・蔵・省

後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正 正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、 改正前欄に掲げる対象規定を改

	三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物 三 [同上]	[一·二 略]	より多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。	レットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)に	条の三十一の二において同じ。)を送信する方法、ビラ又はパンフ	第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十七	(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律)	て同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール	条第二項に規定する信書便をいう。第五十七条の三十一の二におい	便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同	律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書	る行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法	第十条の十七 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定め 第十条の十七 [同上]	(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為) (特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為]	
--	---	---------	-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---	---	--

ものとして提供する方法を含む。)
品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景でいるものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示され

[イ〜ハ 略]

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

三十一の九第一項第四号において「契約締結前交付書面」と
。)まで、第十条の二十六、第十条の三十及び第五十七条の(第十条の二十二から第十条の二十四(第一項第四号を除く) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

(2) · (3) 略

いう。)

利用者が支払うべき対価に関する事項)(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する

て同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこ 類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定 五及び第十条の二十七第九号において「手数料等」という。)の種 五人の第十条の二十七第九号において「手数料等」という。)の種 が金銭 がいっぱいかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約第十条の十九 令第八条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、

[イ~ハ 同上]

(第十条の二十二から第十条の二十四まで、第十条の二十六1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面[同上]

及び第十条の三十において「契約締結前交付書面」という。

(2) (3) 同上

利用者が支払うべき対価に関する事項)(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する

できない場合にあっては、その旨及びその理由とする。れらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることが

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第十条の二十二 [略]

次項に規定する事項の次に記載するものとする。 上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、事項を枠の中に日本工業規格2八三○五に規定する十二ポイント以2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる2

二 第十条の二十六第十二号に掲げる事項

結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。る事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及る事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号の)

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場

第十条の二十四

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書

ことができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をする

、特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法、

第十条の二十二 [同上]

2 [同上]

げる事項 の概要並びに同項第五号及び第十条の二十六第一項第十一号に掲の概要並がに同項第五号及び第十条の二十六第一項第十一号に掲げる事項

第十条の二十六第一項第十二号に掲げる事項

契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。 に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五次ので、日本工業規格Z八三〇五次ので、日本工業規格Z八三〇五次ので、日本工業規格Z八三〇五次ので、日本工業規格Z八三〇五次ので、日本工業規格の工作が第一項各号(

合)(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場

第十条の二十四 [同上]

の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があ 第十条の二十二に規定する方法に準ずる方法により記載した書面 第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十条の二 定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項 係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特 るものに該当するものを除く。 った場合に限る。 て「外貨貯金等書面」という。)を交付している場合(当該利用 十六第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、 (以下この条、第十条の二十八及び第十条の三十第二号ロにおい 第十条の四第二号に掲げるもの 以下「外貨貯金等」という。)に (同条第一号又は第三号に掲げ

三・三 略

契約締結前交付書面を交付している場合 当該利用者に対し第五十七条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する 準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により る特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とす

2 { 4

、特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項、

第十条の二十六 主務省令で定める事項は、 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の 次に掲げる事項とする。

> 項を、 明があった場合に限る。 該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表 において「外貨貯金等書面」という。)を交付している場合 た書面(以下この条、第十条の二十八及び第十条の三十第二号 第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十条の二 係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特 るものに該当するものを除く。 定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項 十六第一項第一号、第十一号、 第十条の四第二号に掲げるもの 第十条の二十二に規定する方法に準ずる方法により記載し 第十七号及び第十八号に掲げる事 以下「外貨貯金等」という。)に (同条第一号又は第三号に掲げ

三・三 同上]

[号を加える。]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項

第十条の二十六 同上

[一~十六 略]

者保護団体の名称)

本保護団体の名称)

本保護団体の名称)

める事項「八)次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定

- 指定信用事業等紛争解決機関(法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第十一条第一項第四号ヌ及び第五十七条の三十一の十一第十八号に「一条第一項第四号ヌ及び第五十七条の三十一の十一第十八号に「一条第一項第四号ヌ及び第五十七条の三十一の十一第十八号に「一条第一項第四号ヌ(1)及び第五十七条の三十一の十一第十八号に「一条第一項第四号ヌ(1)及び第五十七条の三十一の十一第十八号に「一条第一項第四号ヌ(1)及び第五十七条の三十一の十一第十八号に「一条第一項第四号ヌ(1)及び第五十七条の三十一の十一第十八号に「持つ、対象」を締結する場合を表する。

[一~十六 同上]

この号及び第五十七条の三十 定投資者保護団体の名称 じ。)の有無 るものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下 団体の認定業務 資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護 定投資者保護団体 項に規定する対象事業者をいう。 当該組合が対象事業者 (対象事業者となっている場合にあっては、 (同項に規定する認定業務をいう。) の対象とな (同法第七十九条の十第一項に規定する認定投 (金融商品取引法第七十九条の十一第 の 十 以下同じ。)となっている認 第 項第十七号において同 当該認

十八 [同上]

イ イ、 六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。 八号において同じ。)が存在する場合 手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関 第 の七第一項第一号に定める手続実施基本契約 定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。 条第一項第四号ヌ及び第五十七条の三十一の十一第 指定信用事業等紛争解決機関(法第九十二条の八第一項に規 商号又は名称 一項第十八号において同じ。) 第十一条第一項第四号ヌ(1)及び第五十七条の三十一の十 を締結する措置を講ずる当該 当該組合が法第十一条 以下この号、 (法第九十二条の 以下この 項

口[同上]

口

略

十九 [略]

「項を削る。]

、特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第十条の二十七 商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融 (次条 (第 項第

四号を除く。 て「契約締結時交付書面」という。)には、)及び第五十七条の三十一の十五第一項第四号におい 次に掲げる事項を記載

「項を削る。] [一~十一 略]

しなければならない。

十九 同上

 $2\|$ 事項を記載することを要しない。 特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合は、 同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該 る金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に対し 者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用す 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第十条の二十七 おいて「契約締結時交付書面」という。)には、 商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条に 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融 次に掲げる事項を

[一~十一 同上]

記載しなければならない。

2特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、 同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該 者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用 七号までに掲げる事項を記載することを要しない。 前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第 る金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により利用者に対し の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業 当該組合は

2 第十二条 3 第十条の二十八 2 4 場合とする。 補塡の契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合に う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所 内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示しなければな 十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる [一~三 略] (特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場 組合は、法第十条第六項第八号又は第八項の規定に基づき元本の (金銭債権等と貯金等との誤認防止) 当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契 準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により 組合は、その事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱 る特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて 約締結時交付書面を交付している場合 [略] 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とす 略 略 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三 第十条の二十八 3 2 4 第十二条 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合 ら第三号までに掲げる事項を利用者の目につきやすいように当該窓 う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、 台 口に掲示しなければならない。 [号を加える。] [一~三 同上] (特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場 (金銭債権等と貯金等との誤認防止) 組合は、法第十条第六項第八号又は第八項の規定に基づき元本の 組合は、その事務所において、 同上 同上 同上 [同上] 第一項各号に掲げる商品を取り扱 前項第一号か

用者の目につきやすい場所に適切に掲示し、 項を説明しなければならない。 を行う場合(信託業法施行規則 七十八条各号に掲げる場合を除く。 ていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介 元本の補塡の契約をしていないことを当該事務所内において利 (平成十六年内閣府令第百七号) 第)には、第二項各号に掲げる事 元本の補塡の契約をし

(所属組合の説明書類の縦覧)

第五十七条の二十六 略

2 \ 4

5 準用銀行法第五十二条の五十一第二項の主務省令で定める措置は

項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれ に代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。 電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一

__·__ 略

[号を削る。]

三|| 略 略

2

る場合は、次に掲げる場合とする 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定め

[一·二 同上]

定する書面について、 準用銀行法第五十二条の五十一 縦覧を開始した場合 第一項の規定に基づき同項に規

四 同上

は、 には、 六年内閣府令第百七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。)に 又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法施行規則 をしていないことを利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示 第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。 元本の補てん契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結 特定の窓口において取り扱うとともに、 元本の補てんの契約 (平成十

(所属組合の説明書類の縦覧)

第五十七条の二十六 同上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

[項を加える。]

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一

同上

第五十七条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務 3 4 省令で定める行為は、 似行為) の役員又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったこ 者又はその従業者 の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 配布する方法その他の方法 信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを 用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。 二 ~ 五. (特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類 その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のも 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信 のとして提供する方法を含む。 の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品 いるものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他 (ロから二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されて 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品 項第三号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業 略 (特定信用事業代理業者が法人であるときは、 郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送 (次に掲げるものを除く。) により多数 ・ そ 3 第五十七条の三十一の二 4 の役員又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったこ 者又はその従業者 用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない とをいう。 似行為) [一·二 同上] 二 5 五. (特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信 [イ〜ハ 同上] 同上 同上 (特定信用事業代理業者が法人であるときは、 同上

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

第五十七条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」「項第四号を除く。」まで、第五十七条の三十一の十一及び(第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九(第1)準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

(2) (3) 略

という。

表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に

第五十七条の三十一の四 のは、 九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはそ 該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要と 額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当 の上限額又はこれらの計算方法 特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価 の六、第五十七条の三十一の十及び第五十七条の三十一の十四第 その旨及びその理由とする。 ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては 手数料、 報酬、 費用その他いかなる名称によるかを問わず、 令第四十七条第一号の主務省令で定めるも (当該特定貯金等契約に係る元本の (第五十七条の三十

する契約締結前交付書面の記載方法)(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

ニ[同上]

(第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十七、第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の九まで(第五十七条の三十一の九まで) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

(2) (3) 同上

表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に

第五十七条の三十一の四 概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあ 及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法 特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価 のは、手数料、 っては、その旨及びその理由とする。 くはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る 元本の額に対する割合を含む。 項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若し の六、第五十七条の三十一の十及び第五十七条の三十一 報酬、 費用その他いかなる名称によるかを問わず、 令第四十七条第一号の主務省令で定めるも 以下この条において同じ。)の概要 (第五十七条の三十 の十四第

する契約締結前交付書面の記載方法)(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十七条の三十一の七 略

事項を枠の中に日本工業規格2八三○五に規定する十二ポイント以 次項に規定する事項の次に記載するものとする。 上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、 項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、 次に掲げる

に掲げる事項 。概要並びに同項第五号及び第五十七条の三十一の十一第十一号 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項

第五十七条の三十 -の 十 第十二号に掲げる事項

3

のとする び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するも うち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、 七条の三第一項各号 の三十一の十一第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十 工業規格2八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及 特定信用事業代理業者は、 (第二号及び第六号を除く。) に掲げる事項の 契約締結前交付書面には、第五十七条 日本

して契約締結前交付書面の交付を要しない場合〕 (特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十七条の三十一の九 ただし書の主務省令で定める場合は、 準用金融商品取引法第三十七条の三第 次に掲げる場合とする。 一項

に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前 一年以内に当該顧客

> 第五 十七条の三十一 の七 同 上

2 同上

| 概要並びに同項第五号及び第五十七条の三十一の十一第 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項 項第

十一号に掲げる事項

第五十七条の三十

一 の 十

第

項第十二号に掲げる事項

3 文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記 事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを 第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。 するものとする の三十一の十一第 日本工業規格2八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの 特定信用事業代理業者は、 項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法 契約締結前交付書面には、第五十七条)に掲げる

して契約締結前交付書面の交付を要しない場合 (特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十七条の三十一の九 [同上]

に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客

に限る。 約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合 貨貯金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契 十一の十五及び第五十七条の三十一の十七第二号ロにおいて「外 十八号に掲げる事項を、第五十七条の三十一の七に規定する方法 に第五十七条の三十一の十 条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並び に準ずる方法により記載した書面(以下この条、第五十七条の三 一第一号、 第十一号、第十七号及び第

[二・三 略]

者の所属組合が法第十一条の五において読み替えて準用する金融 商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対)契約締結前交付書面を交付している場合 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業

2 \ \ 4 略

する契約締結前交付書面の記載事項 (特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十七条の三十一の十一 略

項を削る。

て「外貨貯金等書面」という。)を交付している場合 条の三十一の十五及び第五十七条の三十一の十七第二号ロにおい 及び第十八号に掲げる事項を、 条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並び た場合に限る。 から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があ る方法に準ずる方法により記載した書面(以下この条、第五十七 に第五十七条の三十一の十 一第 第五十七条の三十一の七に規定す 項第一号、 第十一号、 (当該顧客 第十七号

三・三 同上]

[号を加える。]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

する契約締結前交付書面の記載事項 (特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十七条の三十一の十一 同上

 $2\|$ 合が当該書面を交付したときは、 項に規定する書面を交付しなければならない場合において、 る金融商品取引法第三十七条の三第一 者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用す 一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業 当該特定信用事業代理業者は、 項の規定により顧客に対し同 当該組 前

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

項を記載することを要しない。

項の規定にかかわらず、

契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事

第五十七条の三十一の十四 る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面 特定貯金等契約が成立したときに作成す (次条

特定貯金等契約が成立したときに作成す

次に掲 (次項

)には、 項第四号を除く。

二 ~ 十 一 略

|項を削る。]

する契約締結時交付書面の記載事項 次に掲げる事項を記載しなければならない。 において「契約締結時交付書面」という 第五十七条の三十一の十四 げる事項を記載しなければならない。 及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、 る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面 する契約締結時交付書面の記載事項〉 [一~十一 同上] (特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

2 者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用 る金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同 の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業

項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七 合が当該書面を交付したときは、 項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組 当該特定信用事業代理業者は、

号までに掲げる事項を記載することを要しない。

して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十七条の三十一の十五 同上 (特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十七条の三十一の十五 契約締結時交付書面に係る準用金融商品

して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

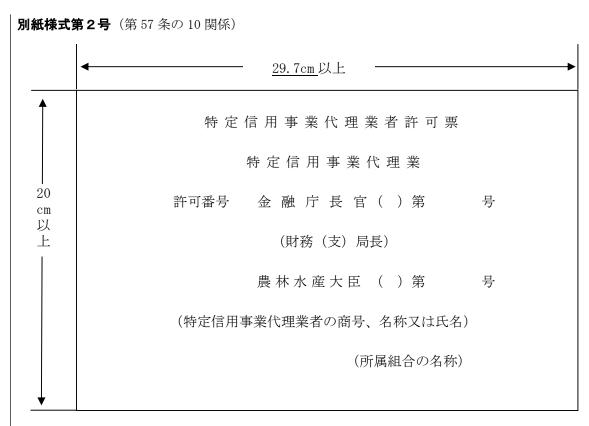
次に掲げる場合とする。

取引法第三十七条の四第

一項ただし書の主務省令で定める場合は

- 13 -

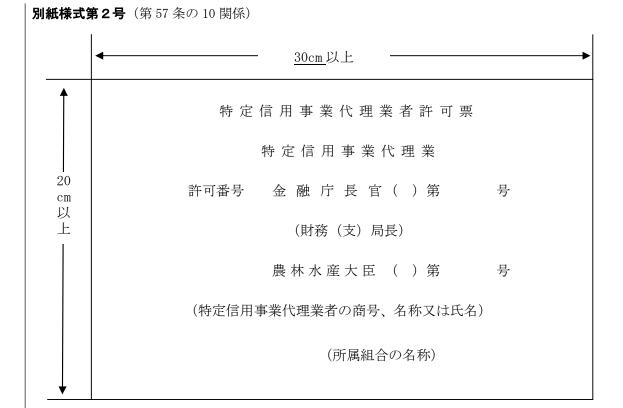
[2~4 略]	し契約締結時交付書面を交付している場合	商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対	者の所属組合が法第十一条の五において読み替えて準用する金融	四 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業	[一~三 略]
[254] 同上]				[号を加える。]	[一~三 同上]



(記載上の注意)

1 「所属組合の名称」には、所属組合(農業協同組合法(以下「法」という。)第92 条の2第3項に規定する所属組合を<u>いう。以下同じ。</u>)の名称を記載すること。二以上 の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。

[2·3 略]



(記載上の注意)

1 「所属組合の名称」には、所属組合(農業協同組合法(以下「法」という。)第92条の2第3項に規定する所属組合を<u>いう。</u>)の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、すべての所属組合の名称を記載すること。

[2・3 同左]

備考表中の[]の記載は注記である。

 \bigcirc

げていないものは、 象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大 蔵 省 これを加える。 改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 これを削り、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲 改正前欄に掲げる対 改

改 正 後

が有する議決権に含めない議決権 連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社

第七条 び第百二十二条第四項、 定める議決権は、 又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で 五. 含む。)、第九十二条第一項、 七条の四第二項 の規定により、 第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第 第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を 十一条第五項において準用する場合を含む。 に係る議決権 法第十一条の六第三項 (法第百条第一項において準用する場合を含む。 組合、 次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という (法第十一条の六第二項前段 連合会若しくは共済水産業協同組合連合会 令第十条第五項並びに第二十七条第十九項 (法第十七条の十五第七項 第九十六条第一項、 次項において同じ。 (法第九十二条第 第百条第一項及 (法第八十

項、

第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含

改 正 前

が有する議決権に含めない議決権 (組合、 連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社

第七条 項、 七条の四第二項 定める議決権は、 又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で び第百二十二条第四項、 含む。)、第九十二条第一項、 五十一条第六項において準用する場合を含む。 第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を の規定により、 第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第 に係る議決権 第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含 法第十一条の六第三項 (法第百条第 組合、 次に掲げる株式又は持分(以下 (法第十一条の六第二項前段 連合会若しくは共済水産業協同組合連合会 令第十条第五項並びに第二十七条第十九項 一項において準用する場合を含む。 (法第十七条の十五第七項 第九十六条第一項、 次項において同じ。 (法第九十二条第 「株式等」という 第百条第一項及 (法第八十

次条並びに第四十八条第三項第一号イ2を除き、 む。)に規定する議決権をいう。 第三号及び第四号並びに第四項、 以下同じ。)とす

二 <u>~</u> 五. 略

る。

第七条の十八 (特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為) 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定め

る行為は、郵便、

信書便

(民間事業者による信書の送達に関する法

便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同 同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(条第二項に規定する信書便をいう。第五十条の三十一の二において (平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第 三十一の二において同じ。) を送信する方法、ビラ又はパンフレッ 二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十条の

_ · 二 略

多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

トを配布する方法その他の方法

(次に掲げるものを除く。) により

の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、 いるものに限る。)を提供する方法 (ロから二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されて 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品 (当該事項のうち景品その他 当該景品

> 次条並びに第四十八条第三項第一号イ2を除き、)に規定する議決権をいう。 第三号及び第四号並びに第四項、 以下同じ。)とす

る

□〜五 同上]

[2~4 同上]

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)

第七条の十八 同上

[一・二 同上]

他 ているものに限る。)を提供する方法 品 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物 の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、 (ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示され (当該事項のうち景品その 当該景

のとして提供する方法を含む。)その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のも

イ〜ハ 略]

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(第七条の二十三から第七条の二十五(第一項第四号において「契約締結前交付書面」の三十一の九第一項第四号において「契約締結前交付書面」の三十の二十三から第七条の二十五(第一項第四号を除くの三十一の九第一項第四号を除くの三第一項に規定する書面という。)

(2) · (3) 略

利用者が支払うべき対価に関する事項)(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する)

第七条の二十 令第九条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数常七条の二十 令第九条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数常によるい場合にあっては、その旨及びその理由とする。とができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。とができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。とができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。とができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。とができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。とができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。とができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

ものとして提供する方法を含む。)品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体

[イ~ハ 同上]

ニ [同上]

及び第七条の三十の二において「契約締結前交付書面」とい(第七条の二十三から第七条の二十五まで、第七条の二十七1)準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

(2) (3) 同上

う。)

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する

利用者が支払うべき対価に関する事項)

第七条の二十 令第九条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価(第七条の二十二、第七条の二十八第一項第九号において「手数料等」といの条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上の条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上の条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上の条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上の条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上の条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上の条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若している。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若している。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第七条の二十三 [略]

次項に規定する事項の次に記載するものとする。
上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、事項を枠の中に日本工業規格Z八三○五に規定する十二ポイント以2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる

の概要並びに同項第五号及び第七条の二十七第十一号に掲げる事一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項

Ī

二 第七条の二十七第十二号に掲げる事項

当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。 ○五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三 に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三 の五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて の五に対して、 の五に対し

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場

の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書

一 第七条の五第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げ

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第七条の二十三 [同上]

2 同上

げら事員の概要並びに同項第五号及び第七条の二十七第一項第十一号に掲の概要並びに同項第五号及び第七条の二十七第一項第四号に掲げる事項準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項

二 第七条の二十七第一項第十二号に掲げる事項げる事項

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場

合

第七条の二十五 [同上]

第七条の五第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げ

があった場合に限る。) 利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明 おいて「外貨貯金等書面」という。)を交付している場合 第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面 第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七条の一 定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項 係る特定貯金等契約の締結前 るものに該当するものを除く。 十七第一号、 (以下この条、第七条の二十九及び第七条の三十の二第二号ロに 第十一号、 第十七号及び第十八号に掲げる事項を、 一年以内に当該利用者に対し当該特 以下「外貨貯金等」という。)に (当該

略

当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ⑴に規定する契 準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により 特定信用事業代理業者が法第百二十一条の五において読み替えて 号及び第二十五条の三において同じ。)を所属組合 約締結前交付書面を交付している場合 条の二第三項に規定する所属組合をいう。 項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四 一の特定貯金等契約の締結について、 当該組合等(令第九条第 以下同じ。)とする (法第百二十

2 4 略

特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の

第七条の二十七

号口において「外貨貯金等書面」という。)を交付している場合 た書面(以下この条、第七条の二十九及び第七条の三十の二第二 項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載 定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項 係る特定貯金等契約の締結前 るものに該当するものを除く。 十七第一項第一号、 第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七条の一 (当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思 表明があった場合に限る。 第十一号、 第十七号及び第十八号に掲げる事 年以内に当該利用者に対し当該特 以下「外貨貯金等」という。)に

三 三 同上

[号を加える。]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上]

特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項

第七条の二十七 同上

主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六 略]

では、当該組合又は連合会が対象事業者(金融商品取引法第七十九年七 当該組合又は連合会が対象事業者(金融商品取引法第七十九年の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)の有無(対象事業者となっている場合における当該認定投資者保護団体の認定業務(同項に規定する認定業務をいう。)の有無(対象事業者となっている場合にあっては、当該認定限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において限る。以下に対象事業者(金融商品取引法第七十九年の対象となるものである場合における場合にあっては、当該組合又は連合会が対象事業者(金融商品取引法第七十九年の対象となっている場合にあっては、当該組合又は連合会が対象事業者(金融商品取引法第七十九年の対象となるとは、当該組合又は連合会が対象事業者(金融商品取引法第七十九年の対象となるとは、当該組合の表別に対象事業者(金融商品取引法第七十九年の対象となるとは、当該組合の表別に対象事業者となっている場合にあっては、当該組合の対象事業者(金融商品取引法第七十九年の対象を対象事業者(金融商品取引法第七十九年の対象事業者)というに対象事業者(金融商品取引法第七十九年の対象事業者(金融商品取引法第七十九年の対象事業者を対象事業者の対象事業者を対象事業者を対象事業者を対象事業者を対象する。

める事項十八(次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定一

規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、 イにおいて同じ。 る手続実施基本契約をいう。 手続実施基本契約 該組合又は連合会が法第十一条の十の二第一項第一号に定める の三十一の十一 八条第一項第四号ヌ、第四十八条第一項第一号ニ及び第五十条 指定信用事業等紛争解決機関 の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名 第四十八条第 第十八号において同じ。)が存在する場合 (法第百二十一条の六第一項第八号に規定す を締結する措置を講ずる当該手続実施基本 一項及び第五十条の三十一の十一第十八号 以下このイ、 (法第百二十一条の八第一項に 第八条第一 項第四号

~十六 同上]

十七 限る。 おいて同じ。 の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に 投資者保護団体の認定業務 する認定投資者保護団体をいい、 条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。 っている認定投資者保護団体 当該認定投資者保護団体の名称) 当該組合又は連合会が対象事業者(金融商品取引法第七十九 以下この号及び第五十条の三十一の十一第)の有無 (対象事業者となっている場合にあって (同項に規定する認定業務をいう。 (同法第七十九条の十第一項に規定 当該特定貯金等契約が当該認定 以下同じ。)とな 一項第十七号に

十八 [同上]

イ の三十 規定する手続実施基本契約をいう。 規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。 手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関 第四号ヌ(1)、 定める手続実施基本契約 合 八条第一項第四号ヌ、第四十八条第一項第一号ニ及び第五十条 項第十八号イにおいて同じ。 指定信用事業等紛争解決機関 当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第一項第一号に 一 の 十 第四十八条第一項及び第五十条の三十 第 一項第十八号において同じ。 (法第百二十一条の六第一項第八号に (法第百二十一条の八第 を締結する措置を講ずる当該 以下このイ、 以下この号、 が存在する場 第八条第一項 の 十 一項に

称

十九 口 略

[略]

項を削る。

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項

特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融

第七条の二十八

四号を除く。 商品取引法第三十七条の四第 及び第五十条の三 一項に規定する書面 $\overline{+}$ の十五第一項第四号において (次条 (第 一項第

「契約締結時交付書面」という。)には、 次に掲げる事項を記載し

なければならない。 略

_項を削る。]

0 商号又は名称

同上

[同上]

2

代理業者をいう。以下同じ。)が法第十一条の九及び第百二十一条 事業代理業者(法第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業 ばならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第 しない。 交付したときは、当該組合又は連合会は、 項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなけれ 契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要 の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用 前項の規定にかかわらず

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項

第七条の二十八 記載しなければならない。 商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面 おいて「契約締結時交付書面」 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融 という。)には、 次に掲げる事項を (次項及び次条に

二 十 一 同上

 $2\|$ 替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により 事業代理業者が法第十一条の九及び第百二十一条の五において読み の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用

3 組合又は連合会は、その事務所において、第一項各号に掲げる商 2 [略]	第九条 [略]	(投資信託等と貯金等との誤認防止)	[2	契約締結時交付書面を交付している場合より当該利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する	えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定に	する特定信用事業代理業者が法第百二十一条の五において読み替	四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合と	[一~三 略]	場合とする。	十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる	第七条の二十九 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三	合)	(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場				
3 組合又は連合会は、その事務所において、第一項各号に掲げる商 2 [同上]	第九条	(投資信託等と貯金等との誤認防止)	[2~4 同上]				[号を加える。]	[一~三 同上]			第七条の二十九 [同上]	合)	(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場	しない。	書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要	当亥沮合又は重合会は、前頁の見它こかかつらず、契均帝吉寺交寸 おいて、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、	利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合に

なければならない。
当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示し品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を

号の事項を説明しなければならない 第百七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。 若しくは媒介を行う場合 塡 内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補 を行う場合には、 基づき元本の補塡の契約をしていない信託契約の締結又はその代理 しくは第四項又は第九十七条第三項第七号若しくは第五項の規定に 八十七条第四項第七号若しくは第六項、 (の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理 組合又は連合会は、法第十一条第三項第七号若しくは第五項、 元本の補塡の契約をしていないことを当該事務所 (信託業法施行規則 第九十三条第二項第七号若 (平成十六年内閣府令 には、 第二項各 第 4

者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客 条第一項において準用する場合を含む。)に規定する子金融機関等 条の十三第二項 る特定信用事業代理業者又は当該組合等の子金融機関等 いて「利用者等」という。 一十五条の三 (利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置) 以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、これらの 組合等は、 (法第九十二条第一項、 当該組合等、)の利益が不当に害されることのない 当該組合等を所属組合とす 第九十六条第一項及び第百 (以下この条にお (法第十一

次に掲げる措置を講じなければならない

うに当該窓口に掲示しなければならない。
「項第一号から第三号までに掲げる事項を利用者の目につきやすいよ品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前

第 、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客 項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する子 じ。)とする特定信用事業代理業者又は当該組合等の子金融機関等 合 以下この条において同じ。 金融機関等をいう。 (法第十一条の十三第二項 一十五条の三 (利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置 (法第百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。 組合等 以下この条において同じ。)が行う取引に伴い (令第九条第一項に規定する組合等をいう。 (法第九十二条第一項、 は、 当該組合等、 当該組合等を所属組 第九十六条第 以下同

二 \ 略

2 • 略

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条

項及び第百条第三項において準用する場合を含む。 いて同じ。)の主務省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とす 法第五十八条の三第一項 (法第九十二条第三項、 次条第一項にお 第九十六条第三 2

略

3 する。 項及び第百条第三項において準用する場合を含む。 は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものと いて同じ。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項 法第五十八条の三第二項 (法第九十二条第三項、 次条第 第九十六条第三 一項にお

略

4 略

(所属組合の説明書類等の縦覧)

第五十条の二十六 略

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 略

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 同上

項及び第百条第三項において準用する場合を含む。 第五十一条第一項第十三号において同じ。)の主務省令で定める事 法第五十八条の三第一項 (法第九十二条第三項、 第九十六条第三 次条第一項及び

[一~三 同上]

務所は、

次に掲げる事務所とする。

3 第五十一条第一項第十三号において同じ。)の主務省令で定める業 項及び第百条第三項において準用する場合を含む。 応じ、当該各号に定めるものとする。 務及び財産の状況に関する事項は、 法第五十八条の三第二項 (法第九十二条第三項、 次の各号に掲げる組合の区分に 次条第 第九十六条第一 項及び

4 同上

[一~三 同上]

第五十条の二十六 同上

(所属組合の説明書類等の縦覧)

同上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

とのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。 この条において「利用者等」という。)の利益が不当に害されるこ

二 〈 匹 同上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 同上

に代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれ、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事

(特定信用事業代理業者の届出等)

場合は、次に掲げる場合とする。第五十条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める

[一·二 略]

[号を削る。]

三川 [略]

2

略

員又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをはその従業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役の第一項第三号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又 o

[一~五 略]

いう。

用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類

似行為)

第五十条の三十一 [同上] (特定信用事業代理業者の届出等)

三 準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規[一・二 同上]

定する書面について、

縦覧を開始した場合

はその従業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又

員又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことを

いう。

二~五 同上]

用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。4 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類

似行為)

- 26 -

第五十条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省 する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配 令で定める行為は、 者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 布する方法その他の方法 表示する顧客が支払うべき対価に関する事項 (特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に のとして提供する方法を含む。 その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のも いるものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他 「イ〜ハ (ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されて 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品 >物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品 (1) (2) (3) 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨 条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。 第四号を除く。 (第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九(第一項 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書 略 略 郵便、 まで、 (次に掲げるものを除く。) により多数の 信書便、 第五十条の三十一の十一及び第五十 ファクシミリ装置を用いて送信 第五十条の三十一の二 表示する顧客が支払うべき対価に関する事項 [一・二 同上] (特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に [イ〜ハ 同上] (1) 同上 (2) 五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十七において 同上 「契約締結前交付書面」という。) (第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九まで、 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面 (3) 同 上 [同上]

第五十条の三十一の四 額 限額又はこれらの計算方法 対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金 において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上 ものは、 旨及びその理由とする。 の六、第五十条の三十一の十及び第五十条の三十一の十四第九号 の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、そ 特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第五十条の三十 手数料、 報酬、 令第二十四条の四第一号の主務省令で定める 費用その他いかなる名称によるかを問わず (当該特定貯金等契約に係る元本の額に

する契約締結前交付書面の記載方法)(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十条の三十一の七 [略]

次項に規定する事項の次に記載するものとする。 上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、事項を枠の中に日本工業規格2八三〇五に規定する十二ポイント以事項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる

掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十条の三十一の十一第十一号にの概要並びに同項第五号及び第五十条の三十一の十一第十一号に一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項

二 第五十条の三十一の十一第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十条の

第五十条の三十一の四 令第二十四条の四第一号の主務省令で定める第五十条の三十一の四 令第二十四条の四第一号の主務省令で定める第五十条の三十一の四 令第二十四の十及び第五十条の三十一の十四第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の無限である。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

する契約締結前交付書面の記載方法)(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十条の三十一の七 [同上]

2 同上

一号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十条の三十一の十一第一項第十の概要並びに同項第五号及び第五十条の三第一項第四号に掲げる事項準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項

二 第五十条の三十一の十一第一項第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十条の

数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するもの業規格2八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及びち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のう三十一の十一第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七

して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

とする

だし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。第五十条の三十一の九の準用金融商品取引法第三十七条の三第一項た

李付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。 本の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を、第五十条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十七号及び第五十条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十五及び第五十条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十二及び第五十条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十五及び第五十条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十一の十十五及び第五十条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第二十七十五及び第五十条の三十一の十七第二号は関係を表する。 本の三十一の十七第二号ロにおいて「外貨貯金等人で付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。 本の三十一の十七第二号ロにおいて「外貨貯金等人で付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。

二・三 略]

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業

るものとする。

三十一の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十一の十一第一項第一号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格2八三○五に規定する十二ポイント以上の大きさの文目本工業規格2八三○五に規定する十二ポイント以上の大きさの文明のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、

して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十条の三十一の九

同上

三・三 同上]

[号を加える。]

し契約締結前交付書面を交付している場合商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対者の所属組合が法第十一条の九において読み替えて準用する金融

2~4略]

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十条の三十一の十一 [略]する契約締結前交付書面の記載事項

[項を削る。]

[2~4 同上]

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

第五十条の三十一の十一 [同上]

する契約締結前交付書面の記載事項

一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用

する契約締結時交付書面の記載事項)(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

[一~十一 同上] 「一~十一 同上」 「一~十一 同上」 「一~十一 同上」 「び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及第五十条の三十一の十四 特定貯金等契約が成立したときに作成する

には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

略

第五十条の三十一の十四

特定貯金等契約が成立したときに作成する

項に規定する書面

(次 条 する契約締結時交付書面の記載事項

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

準用金融商品取引法第三十七条の四第一

一項第四号を除く。

において「契約締結時交付書面」という。

ない。面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要し面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要し

するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除

く。)で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

十三 [略]

[一〜十二の二 略]

[号を削る。]

[項を削る。] [十四~十八

略

[一〜十二の二 同上]

十三 法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書 十二の三 [同上]

類について縦覧を開始した場合

[十四~十八 同上]

 $2\|$ 十六条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に同号 組合又は連合会は、前項第十三号に掲げる場合において法第百二

に規定する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。 同上

 $6\|5\|4\|3\|$ 同上

4 3 2

略

略

5

略 [略]

同上

同上

- 32 -

(記載上の注意)

1 「所属組合の名称」には、所属組合(水産業協同組合法(以下「法」という。)第121条の2第3項に規定する所属組合を<u>いう。以下同じ</u>。)の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。

[2・3 略]

(記載上の注意)

別紙様式第2号 (第50条の10関係)

1 「所属組合の名称」には、所属組合(水産業協同組合法(以下「法」という。)第121 条の2第3項に規定する所属組合を<u>いう</u>。)の名称を記載すること。二以上の所属組合 があるときは、<u>すべて</u>の所属組合の名称を記載すること。

(所属組合の名称)

「2・3 同左]

備考 表中の「] の記載は注記である。

 \bigcirc げていないものは、これを加える。 象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲 正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年農林水産省令第一号) 改

)を、当該事業年度経過後四月以内に、代理事業を行う全ての事項の規定により作成する書類をいう。以下この号において同じ。条第三項及び第二項又は農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二年、水産業協同組合法第九十二 とに当該所属農林中央金庫等が作成する説明書類(農業協同組合	三十七 業務代理組合において、所属農林中央金庫等の事業年度ご	[一~三十六 略]	ものとする。	請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査する	3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申	2 [略]	第十一条 [略]	(業務の代理の認可の申請等)	改 正 後
	三十七 [同上]	[一~三十六 同上]			3 [同上]	2 [同上]	第十一条 [同上]	(業務の代理の認可の申請等)	改 正 前

と。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
る説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供させるこ務所に備え置き、縦覧を開始し、当該事業年度の翌事業年度に係

イ

不 説明書類が電磁的記録(農業協同組合法第十一条の五十七第一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項又は農林中央金庫において、当該説明書類の内容である情報又は当該情報を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する措置を、当該わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する措置を、当該おるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する措置を、当該おるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する措置を、当該おるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する措置を、当該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場合と、

[三十八・三十九 略]

庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届出ること。ただし、口に掲げる場合にあっては、所属農林中央金載した書面(イに掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書の中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記中、業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林

け出ることとする。

法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。 度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場 該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年 的方法をいう。 の二第四項又は農林中央金庫法第十一条第四項に規定する電 協同組合法第十一条の十九第 において、当該説明書類の内容である情報を電磁的方法 をもって作成されているときは、代理事業を行う全ての事務所 項、 説明書類が電磁的記録 水産業協同組合法第十七条の七第一項又は農林中央金庫 により紙面又は映像面に表示する措置を、 (農業協同組合法第十一条の五十七第 項、 水産業協同組合法第十一条 当

£

同上

[三十八・三十九 同上]

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記出ること。ただし、小に掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書の出ることと。ただし、小に掲げる場合に該当するときは、所属農林四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属

					 第		
第三十五条(第一項	[略]	第三十四条の五十四	第三十四条の五十四	[略]	社に係る事項について準用する。継会社を銀行とみなされる特定承継会が、の表の上欄に掲げて、それで、銀行とみなされる特定承継会が、銀行とみなされる特定承継会が、	附則	[4 〜 12
銀行法第五十三条第一項第八号に規定		日の承認の申請等銀行法における特定銀行代理業者の休	定する主務省令で定める預金銀行法第五十二条の四十六第一項に規		社に係る事項について準用する。継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)		
第三十五条(第一項	[同上]	[項を加える。]	第三十四条の五十四	[同上]	第三十五条 [同上]	附則	[4 ~ 12 同上] ・ 71 [同上] ・ 72 同上]
銀行法第五十三条第一項第八号に規定			定する主務省令で定める預金銀行法第五十二条の四十六第一項に規] る特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)		同上][同上][同上]

2		
第二頁、第一上で)は、第三十回を公第二号、第十七条の五第一項及び第二第五条、第五号、第二項及び第三項、第五条、前項の場合において、銀行法施行場	[略]	第五号、第五号の二、第十号の二、第十六号の二、第十号の二、第十号の三、第十九号及び第二十四号の四、第五項、第六項第四号、第五項、第二項、第三項、第五項、第二項。第二号及び第四号を除く。
第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十四条の十一の三十第二項第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項場合において、銀行法施行規則の規定(第一条の三第一項		第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出

項 2 同上

るのは

びに第三十七条第一項及び第六項を除く。)中

「金融庁長官」とあ

次の表

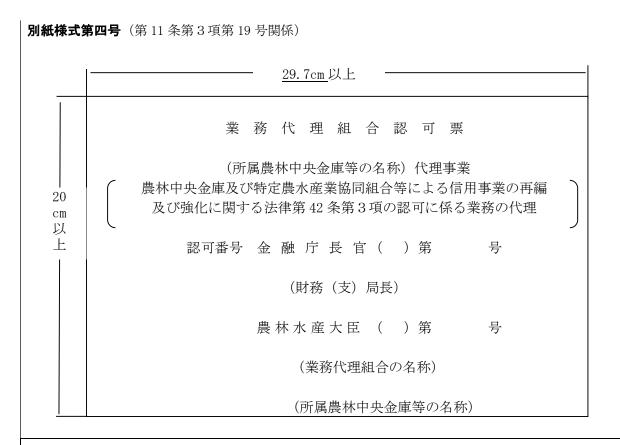
同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

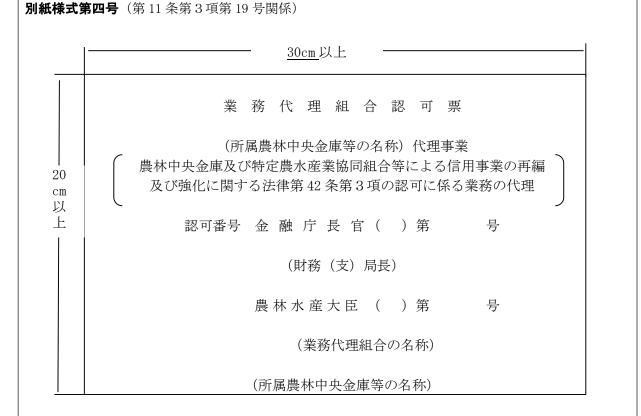
の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、

> 四、第二項、第三項 号及び第二十四号の 十六号の三、第十九 号の二、第十号の三 第五号、第五号の二 | する主務省令で定める場合及び銀行法 を除く。) 並びに第八項第四号 六号、第七項第三号 二号、第五号及び第 同上 第五項、 第八号の二、第十 第十六号の二、第 第六項第 で定める場合並びに銀行法第五十三条 の規定に基づく届出 第五十三条第四項に規定する主務省令

十 貯 十 貯 五条 保 條 法 第 第 五 第
--

		[同上]
十五条	条 餐金保険法第五十三	第三十四条の五十三の十二第一項第三号
		[同上]
十五条	条 預金保険法第五十三	第十四条の十一の二十七第一項第三号及び第十四条の十一の二
		[四二]
読み替える字句	読み替えられる字句	行規則の規定





備考 表中の [] の記載は注記である。

\bigcirc

げていないものは、これを加える。 象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲 正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、農林中央金庫法施行規則(平成十三年内「閣」府(マ第十六号) 改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対 改

第十八号において同じ。)が存在する場合 農林中央金庫が十四第十八号、第百十二条第四号ニ及び第百四十七条の十一する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第八十五条の二 指定紛争解決機関(法第九十五条の六第一項第八号に規定	ヌー次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項[イ〜リー略]	者等の求めに応じた説明及びその交付	おいて「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金	四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条に	[一~三 略]	報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。	等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情	第六十条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者	(預金者等に対する情報の提供)	改 正 後
の十一第一項第十八号において同じ。)が存在する場合 農十四第一項第十八号、第百十二条第四号ニ及び第百四十七条する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第八十五条の二1 指定紛争解決機関(法第九十五条の六第一項第八号に規定	ヌ [同上] 「イ〜リー同上」			四[同上]	[一~三 同上]			第六十条 [同上]	(預金者等に対する情報の提供)	改正前

基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 をいう。 法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約 法第五十七条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約 以下同じ。)を締結する措置を講ずる当該手続実施

(2)略

ル 略

五・六 略

2 { 4

略

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第六十二条

2

略

3 除く。)をいう。 型の設備及び農林中央金庫以外の者が占有し、又は管理する設備を ばならない。 務所等内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなけれ の他農林中央金庫の業務の全部又は一部を営む施設又は設備 扱う場合には、 農林中央金庫は、 以下同じ。)において、第一項に掲げる商品を取 前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事 その事務所等(主たる事務所、 従たる事務所そ (携帯

規定に基づき元本の補塡の契約をしていない信託契約の締結又はそ の代理を行う場合には、 農林中央金庫は、 法第五十四条第四項第十号又は第七項第三号の 元本の補塡の契約をしていないことを当該

4

農林中央金庫は、

その代理を行う場合には、

規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又は

特定の窓口において取り扱うとともに、

法第五十四条第四項第十号又は第七項第三号の

当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商 実施基本契約をいう。 施基本契約 (法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続 以下同じ。)を締結する措置を講ずる

(2)同上

ル 同上

五・六 同上]

2~4 同上]

第六十二条 (金銭債権等と預金等との誤認防止) 同上

2 同上

3 号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該 型の設備及び農林中央金庫以外の者が占有し、又は管理する設備を の他農林中央金庫の業務の全部又は一部を営む施設又は設備 窓口に掲示しなければならない。 り扱う場合には、 除く。)をいう。 農林中央金庫は、 特定の窓口において取り扱うとともに、 以下同じ。 その事務所等(主たる事務所、)において、 第一項に掲げる商品を取 従たる事務所そ 前項第 (携帯

二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。
閣府令第百七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。)には、第の代理若しくは媒介を行う場合(信託業法施行規則(平成十六年内本の補塡の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はそ事務所等内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示し、元

(農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

て主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。第七十一条の三 法第五十七条の二第二項第一号の苦情処理措置とし

一金融商品取引法第七十七条第一項(同法第七十八条の六及び第七十九条の十一第十七号において準用する場合を含む。)の規定により金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。)又は認定投資者保護団体をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第十七号及び第百四十七条の十一第十七号において同じ。)が行う苦情の解決により金農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

三~五 略

3

らない。

「大本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいよう元本の補てんの契約をしていない金銭信託に係る合い。」には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければなる信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法の信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法の情での契約をしていないことを顧客の目につきやすいよう

(農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

一同上

第七十一条の三

同上

一 金融商品取引法第七十七条第一項(同法第七十八条の六及び第一 金融商品取引業協会(同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。)又は認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定金融商品取体をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第一項第十七号及び体をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第一項第十七号及び体をいう。次項第一場、第八十五条の二十四第一項第十七号及び常本をいう。次項第一場、第八十五条の二十四第一項第十七号及び第一場、第一項(同法第七十八条の六及び第一場、1000年)の規定により金融商品取引法第七十九条の十一第一項第十七号において同じ。)が行う苦情の解決により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

2 • 3 司上

三~五 同上]

2 3 同上

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為

第八十五条の十五 配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。 条の二において同じ。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第 同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供す る法律(平成十四年法律第九十九号) 定める行為は、 の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第百四十七 る同条第二項に規定する信書便をいう。第百四十七条の二において 郵便、 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で 信書便 (民間事業者による信書の送達に関す 第二条第六項に規定する一般)により多数

一•二 略]

のとして提供する方法を含む。) では、当該事項が表示されている他の物品とを一体のもいるものに限る。) を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品 での他の物品と当該事項のみが表示されている景品その他の物品 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品

イ〜ハ 略]

一 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為

第八十五条の十五 [同上]

[一・二 同上]

このとして提供する方法を含む。)このとして提供する方法を含む。)この他の物品と当該事項が表示されている他の物品と表示されていない事項がある場合にあっては、当該景他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景他の物品に表示されている事項のみが表示されている景品その他の物品として提供する方法を含む。)

[イ~ハ 同上]

ニ [同上]

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

前交付書面」という。 の二及び第百四十七条の九第 を除く。 (第八十五条の二十から第八十五条の二十二 (第 まで、 第八十五条の二十四、 項第四号において「契約締結 第八十五条の一 項第四号 二十七

(2) (3)

る顧客が支払うべき対価に関する事項 (特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等に表示す

第八十五条の十七 令第十一条第一号の主務省令で定めるものは、 等契約に関して顧客が支払うべき対価 示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とす 下この条において同じ。 という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算 五条の二十三及び第八十五条の二十五第九号において「手数料等」 上限額又はこれらの計算方法の概要とする。 (当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以 報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金)の概要及び当該金額の合計額若しくはそ (第八十五条の十九、第八十 ただし、これらの表 手

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法

第八十五条の二十 略

事項を枠の中に日本工業規格2八三○五に規定する十二ポイント以 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、 次に掲げる

> 前交付書面」という。 条の二十四及び第八十五条の二十七の二において (第八十五条の二十から第八十五条の二十二まで、 「契約締結 第八十五

(2) (3) 同上

る顧客が支払うべき対価に関する事項〉 (特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等に表示す

第八十五条の十七 今第十一条第一号の主務省令で定めるものは、 な 料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれら 等契約に関して顧客が支払うべき対価(第八十五条の十九、第八十 由とする らの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理 くはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これ の計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含 五条の二十三及び第八十五条の二十五第一項第九号において「手数 数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金 以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若し 手

第八十五条の二十 [同上]

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

2 同上

て頁に見ぎにう耳頁)なに引致しうっつさした。 上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、

次項に規定する事項の次に記載するものとする。

る事項の概要並びに同項第五号及び第八十五条の二十四第十一号に掲げの概要並びに同項第五号及び第八十五条の二十四第十一号に掲げる事項ー準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項

一 第八十五条の二十四第十二号に掲げる事項

○五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いてに影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三年の場で、第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断の場所である。○五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項、

当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場

し書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただ

第八十五条の二第二号に掲げるもの

(同条第一号又は第三号に

項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第八十五特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。

に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第八十五条の二十四第一項第十一号の概要並びに同項第五号及び第八十五条の二十四第一項第十一号

二 第八十五条の二十四第一項第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫は、契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三期いて当該契約締結前交付書面には、第八十五条の二十四

(特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場

合

第八十五条の二十二 [同上]

項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第八十五|特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。| 第八十五条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に

二·三 略]

いる場合 十七条の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付して法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し第百四法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し第百四十の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業

2 4 略

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

[一~十六 略]

務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資護団体の認定業務(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体(当該特定預金等契約が当該認定投資者保一、農林中央金庫が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十

要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を条の二十七の二第三号ロにおいて「外貨預金等書面」という。)の記載した書面(以下この条、第八十五条の二十六及び第八十五件の二十四第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲条の二十四第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲

三・三 同上

[号を加える。]

[2~4 同上]

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

[一~十六 同上]

第八十五条の二十四

同上

務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資護団体の認定業務(同法第七十九条の十第一項に規定する認定業 一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となってい 農林中央金庫が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十

は、当該認定投資者保護団体の名称)において同じ。)の有無(対象事業者となっている場合にあって者保護団体に限る。以下この号及び第百四十七条の十一第十七号

[十八・十九 略]

[項を削る。]

(特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載し「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載し、「関節四号を除く。)及び第百四十七条の十五第一項第四号において、金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一第八十五条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用

[一~十一 略]

なければならない。

項を削る。]

あっては、当該認定投資者保護団体の名称)十七号において同じ。)の有無(対象事業者となっている場合に者保護団体に限る。以下この号及び第百四十七条の十一第一項第

[十八・十九 同上]

 $2\|$

各号に掲げる事項を記載することを要しない。

本号に掲げる事項を記載することを要しない。

本院で、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林で、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林で、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林で、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林中央金庫は、前項の規定により顧えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧えて進入が、

、特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項

項を記載しなければならない。 条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次第八十五条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用

[一~十一 同上]

客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合においえて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替2 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金

	項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれ、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事
[項を加える。]	5 準用銀行法第五十二条の五十一第二項の主務省令で定める措置は
[2 \ 4 同上]	[2~4 略]
第百四十二条 [同上]	第百四十二条 [略]
(農林中央金庫の説明書類の縦覧)	(農林中央金庫の説明書類の縦覧)
2	2
	合
	十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付してい
	法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第百四
	者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引
[号を加える。]	四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業
[1~三 同上]	[一~三 略]
	げる場合とする。
	第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲
第八十五条の二十六 [同上]	第八十五条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法
合)	合)
(特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場	(特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場
第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。	
て、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林	

に代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(農林中央金庫代理業者の届出等)

は、次に掲げる場合とする。第百四十七条 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合

[一•二 略]

[号を削る。]

三|| [略]

2

略

員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役事一項第三号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又

[一~六 略]

央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中

表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に

金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第百四十七条の六、第百手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預第百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第百四十七条 [同上]

[一・二 同上]

定する書面について、縦覧を開始した場合 準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規

四 [同上]

2 同上

| 員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。| 員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役| 3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又

[一~六 同上]

央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。4 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中

表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に

金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第百四十七条の六、第百手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預第百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、

示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とすの上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはそ下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算四十七条の十及び第百四十七条の十四第九号において「手数料等」

する契約締結前交付書面の記載方法)(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

る

第百四十七条の七 [略]

次項に規定する事項の次に記載するものとする。上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、事項を枠の中に日本工業規格2八三〇五に規定する十二ポイント以2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる

の概要並びに同項第五号及び第百四十七条の十一第十一号に掲げの概要並びに同項第五号及び第百四十七条の十一第十一号に掲げる事項一準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項

一 第百四十七条の十一第十二号に掲げる事項

客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧条の十一第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の3 農林中央金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第百四十七

由とする。

由とする。

四十七条の十及び第百四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十及び第百四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十及び第百四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十及び第百四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十及び第百四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十四第一項第九号において「手数四十七条の十四第一項第九号において「手数

する契約締結前交付書面の記載方法)(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

第百四十七条の七 [同上]

2 [同上]

に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第百四十七条の十一第一項第十一号の概要並びに同項第五号及び第百四十七条の十一第一項第十一号一準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項

一 第百四十七条の十一第一項第十二号に掲げる事項

うち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項の条の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十3 農林中央金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第百四十七

を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとす格2八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字

る

して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

第百四十七条の九 書の主務省令で定める場合は、 四十七条の十六の二第二号ロにおいて「外貨預金等書面」という 条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並び により記載した書面 に掲げる事項を、第百四十七条の七に規定する方法に準ずる方法 に第百四十七条の十一第 に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七)を交付している場合 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし (以下この条、 (当該顧客から契約締結前交付書面の交 一号、 次に掲げる場合とする。 第十一号、第十七号及び第十八号 第百四十七条の十五及び第百

--= 略 付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

を交付している場合の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条四一の特定預金等契約の締結について、農林中央金庫が法第五十四

び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するも工業規格2八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及

のとする。

して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

第百四十七条の九 [同上]

という。)を交付している場合 び第百四十七条の十六の一 る方法により記載した書面 に第百四十七条の十一第 条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並び に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七 面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。) 十八号に掲げる事項を、第百四十七条の七に規定する方法に準ず 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客 二第 一項第一号、 (以下この条、 一号ロにおいて「外貨預金等書面 (当該顧客から契約締結前交付書 第十一号、第十七号及び第 第百四十七条の十五及

[二・三 同上]

_ 号を加える。]

する契約締結前交付書面の記載事項)(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

| 第百四十七条の十一 [略]

[項を削る。]

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

する契約締結時交付書面の記載事項)

金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一第百四十七条の十四)特定預金等契約が成立したときに作成する準用し

[一~十一 略]

次に掲げる事項を記載しなければならない。

項第四号を除く。

において

「契約締結時交付書面」という。)に

[項を削る。]

する契約締結前交付書面の記載事項)(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

第百四十七条の十一 [同上]

する契約締結時交付書面の記載事項)(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

項を記載しなければならない。

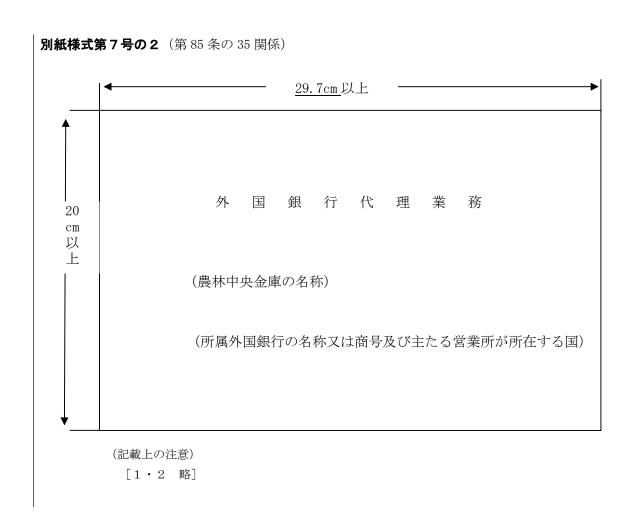
条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次第百四十七条の十四 特定預金等契約が成立したときに作成する準用

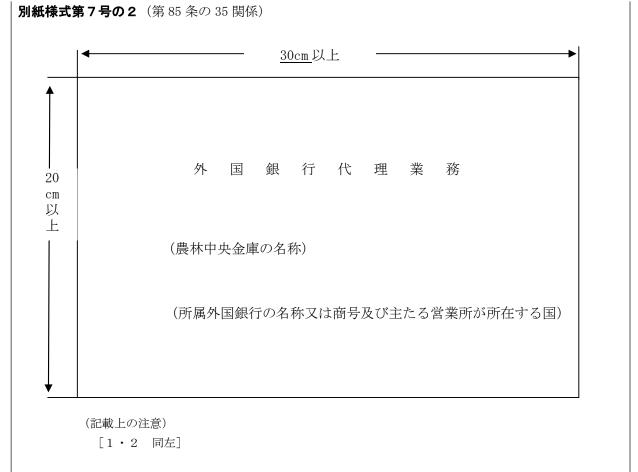
[一~十一 同上]

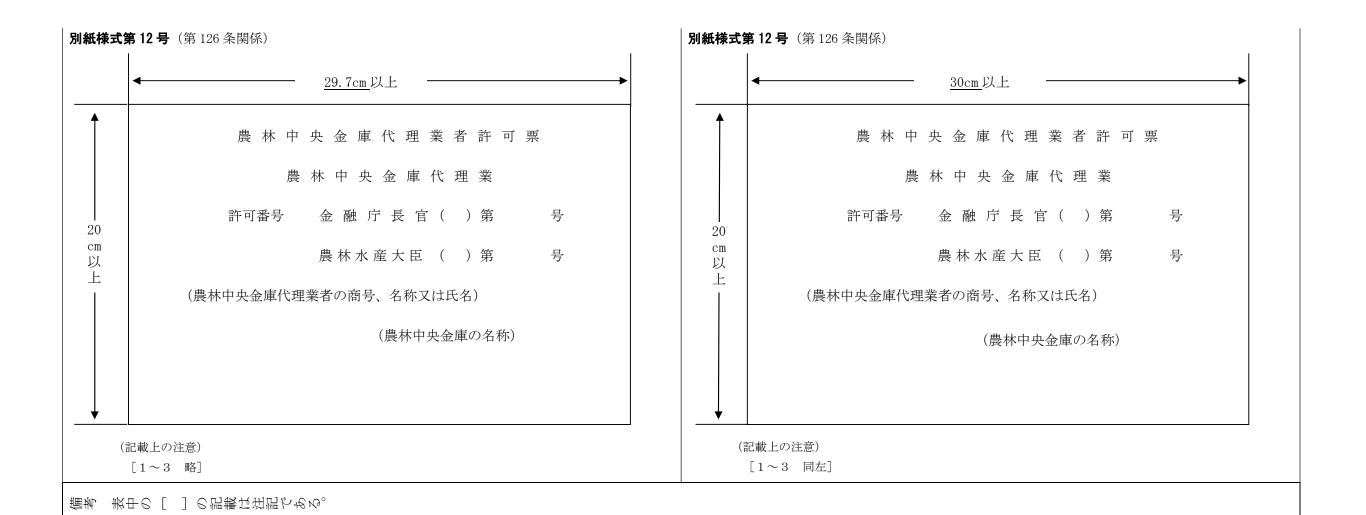
客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合においえて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替』 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金

第百五十条 農林中央金庫は、 第百四十七条の十五 2 5 4 げる場合とする。 第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、 の旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。 して契約締結時交付書面の交付を要しない場合) [一~三 略] [号を削る。] 一十二 [略] □ 〜二十一の三 (届出事項) (農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関 九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条 を交付している場合 の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面 一の特定預金等契約の締結について、農林中央金庫が法第五十 略 略 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法 次のいずれかに該当する場合には、 次に掲 そ 第百五十条 第百四十七条の十五 [2~4 同上] 第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。 代理業者は、 して契約締結時交付書面の交付を要しない場合) て、農林中央金庫が当該書面を交付したときは、当該農林中央金庫 二十二 法第八十一条第一項又は第二項の説明書類について縦覧 二十一の四 [一~二十一の三 同上] [号を加える。] □〜三 同上 (届出事項) (農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関 同条第四項の規定により縦覧に供したものとみなされた場合を含 同上 前項の規定にかかわらず、 [同 上] 同上 契約締結時交付書面に同項

2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、 [3~6 略] 農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。 号に掲げる場合にあっては、当該各号に規定する書面)を添付して 届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各 [号を削る。] [二十三~三十一 略] [一~三 略] 2 [3~6 同上] □〜三 同上] 二十三~三十一 同上] 同上 む。)を開始した場合 前項第二十二号に掲げる場合 同号に規定する書面







附

則

この命令は、平成三十年八月十六日から施行する。